科学研究費助成事業(科学研究費補助金)研究成果報告書

平成 24年 5月 22日現在

機関番号: 32658

研究種目:基盤研究(C)研究期間:2009~2011課題番号:21580280

研究課題名(和文) 農業経営の法人化における法制度上の問題点に関する研究

研究課題名(英文) Study on Legal Problem for Making Use of Corporation System in Farm

Business 研究代表者

木原 高治(KIHARA KOJI)

東京農業大学・国際食料情報学部・准教授

研究者番号:50234331

研究成果の概要(和文): 法人制度の意義は、法人格の付与により当該団体に法的主体性と永続性を与えることにある。しかし、農業生産法人には、上述の目的に加え、過疎化、高齢化が進む農村社会の維持を目的とするものが多くみられる。農村での農地保全や環境保全など社会的目的を有する農業生産法人に対して、営利を目的とする企業形態を選択させることは有意義ではない。したがって、社会的役割を担う農業生産法人に適合した法制度の構築が必要である。

研究成果の概要 (英文): The meaningfulness of corporation system is to give a legal entity and perpetual succession to a group in general. However, many agricultural production corporations have not only above meaningfulness but also social responsibility and contribution for keeping of a rural community which has depopulation and rising age rapidly. It is not meaningful for them, which have aims relating to farm maintenances and environmental conservation, to make choose business forms for commercial corporations. Thus, the Government must enact the corporation law which is conformable for them taking social responsibility and contribution in the rural community.

交付決定額

(金額単位:円)

	直接経費	間接経費	合 計
2009年度	700,000	210,000	910,000
2010年度	500,000	150,000	650,000
2011年度	500,000	150,000	650,000
総計	1,700,000	510,000	2,210,000

研究分野:農学

科研費の分科・細目:農業経済学

キーワード:農業生産法人、法人制度、農地法、会社法、農業協同組合法、社会貢献、

1.研究開始当初の背景

(1)1993年のGATTウルグアイラウンド農業合意を受け、同年12月に閣議決定された「ガット・ウルグアイラウンド農業合意の実施に伴う農業施策に関する基本方針」、1999年に公布・施行された「食料・農業・農村基本法」、2000年に改正された「農地法」等は、農業経営の法人化を促進するものであった。

(2)しかし、農業経営の法人化ないしは株式

会社化について、企業法的、企業論的研究は 十分に行われていない。

(3)また、農業経営の法人化は、国際的な自由貿易体制の進展を受けた政府の規制緩和として捉えられ、ビジネスチャンスのひとつとして注目を浴びたが、その実態解明は十分になされていない。

2.研究の目的

- (1)1990 年代以降の GATT に代わる WTO 体制創設の過程で、自由貿易体制構築の必要性が国際的に認識され、農業もその例外ではなくなってきた。そのためわが国において大きな農業政策の転換が推進され、農業経営の法人化・株式会社化が主要な施策とされた。
- (2)国内食料自給率の低下、農村の過疎化、 農業者の高齢化・減少化など、国内農業の衰 退化が著しく、新たな農業の担い手の育成が 必須の課題とされ、認定農業者制度が導入さ れたが、より効率的な経営を行うには法人制 度を利用した経営の組織化が迫られていた。
- (3)本研究の目的は、農業経営の法人化・株式会社化の意義を、企業法的・企業論的視点から学際的に分析・検討し、農業経営にかかわる法理論研究を通して、農業生産法人経営上、有意義な情報提供をすることにある。

3.研究の方法

- (1) 問題点の絞り込み及びその解明を行うため、農業生産法人へのヒアリングの実施。
- (2) 農業経営の法人化に関する法律上の問題点を明らかにするため、農業生産法人が関わっている判例の検討。
- (3)海外における関連法制度の検討。
- (4)現行法の検討と農業経営の法人化促進に 資する独創的法制度の構築のための法政策 論的アプローチ。

4.研究成果

(1)法人制度の起源は古代ローマ法まで遡り、その後ゲルマン法の下でも法人制度が発展し、それを受けて法人理論ないし法人学説が展開された。しかし、今日、法人理論を論じる実益は乏しく、法人制度はひとつの法技術として捉えられている。すなわち、法人制度は、団体に法的主体性を持たせ、かつ永続性を発揮させるための法技術である。特に、法人の法的主体性は、私的所有権概念および契約概念とともに、資本主義経済社会を構成する法律原理として観念できる。

すなわち、資本主義経済の基本構造を商品取引の媒介過程と捉えれば、取引主体の法的主体性が確立され、当該商品の所有権が明確化され、取引主体間双方の合意を前提とした契約制度が整備される必要がある。そして、法人の持つ非生命的な永続性は、資本主義企業の特色である事業の継続性(ゴーイング・コンサーン)を支えている。

さらに、法人制度の特色である法的主体性 を確立するためには、法人を構成員する個人 (自然人)の第三者との利害関係が、法人から 明確に画される必要がある。特に、法人財産が法人構成員の個人的利害関係者により侵害されることがあってはならない。すなわち、法人財産は、法人の目的遂行の下に拘束を受ける財産(目的財産)であると同時に、債権産とでもある。これが、法人構成員の個人的債権債務関係を処理する為に利用されれば、法人の内部運営だけでなく外部との取引関係にも支障が生じる。なお、法人財産は、ヴェーバーやゾンバルトが主張したように、複式資記の制度により資本計算され、取引相手は資本を基準に信用を認識しうる。

以上のように、法人の持つ法的主体性は、 法人財産の独立性という視点から、資本制度 を発展させた。同時に法人の持つ法的主体性 は、法人に社団性を付与し、法人の構成員と 債権者との関係は、法人構成員(出資者) 社 団法人と社団法人 債権者の関係に分解され、法人構成員と債権者との関係が遮断され る。法人の典型である株式会社においては、 そのような関係が株主の間接有限責任制度 として表れている。

(2) わが国の戦後農業政策における農業経営の法人化過程は、3期に分けられる。

第1期は、戦後の農地耕作者主義に立脚した農地改革や農地法制定に基づく自作農創出の導入および完成時期であり、同時に、小規模零細な家族農業経営に基づく生産性の限界が露呈し、いわゆる農業の「曲り角」問題への対応が求められた時期であり、農業経営の法人化の前段階に当たる時期である。

戦後民主化政策のひとつである農地改革により、戦前の地主制度に基づく農業生産システムは全廃され、耕作者自身が農地を所有するという「農地耕作者主義(自作農主義)」に立脚した生産システムに転換した。かかる過程は、改正農地調整法(1945年)、自作農創設特別措置法(1946年)、自作農創設に関する政令(1950年)を経て、昭和27(1952)年の農地法(昭和27年法律229号)の立法化を以て制度面においては一応の完結をみた。

しかし、小規模自作農を基本単位とする家族農業経営に立脚した農業政策のもとでは、必然的に経営規模の拡大は制限され、その結果、農業部門と他産業部門の間の生産性、所得、生活水準等の格差が広がり、昭和30(1950)年頃を画期として農業の「曲り角」問題が提起された。かかる問題の根本原因は、国民経済の成長発展にともない必然的に生じてきた構造的問題であるとされたが、十分な政策対応がなされず、高度経済成長期に突入した昭和30年代以降、農業部門と他産業部門の格差はますます拡大するのであった。

そのような中、昭和 31(1956)年に、徳島県 下におけるミカン農家の法人化(有限会社 化)騒動がおこった。その目的は、所得税を 支払うより法人税を支払う方が節税できる という点にあったため、農業経営の法人化問 題は現実的な問題とされ、農業基本法の制定 や農地法の改正に少なからず影響を与えた。

第2期は、「曲り角」問題に対処すべく農業構造改善施策を中心とする農業基本法が成立し、それに基づき小規模零細な家族農業経営を協業化に基づく法人化により再生・発展させようと試みられた時期であり、農業経営の法人化の導入段階に当たる時期である。

「曲り角」問題に対し、農業構造の根本的な改善の必要性が叫ばれ、全国農業会議所の「農業基本法立法制定促進に関する要望」を受け、昭和36(1961)年に農業基本法(法律127号)が成立した。農業基本法は、高度と済成長期以降、ますます拡大する農業基本法は高度との間の生産性、所得、生活が施業の方向などを定めたので、そのなかで農業しても重要なのは、農業構造の改善等(農業基本法第1条1項3号、同法第4章(第15条~第22条))にかかる部分である。

すなわち、同法第 15 条は家族農業経営の 発展と自立経営の育成を推進すべく、家族内 の農業従事者の完全就業を実現しうるる営 規模の確立と他産業従事者と均衡しうる。 養所得の確保を図るべき施策を講ずることを 事の課題としている。そして、同法第 16 条では家族農業経営の規模を維持すべくを 、同法第 17 条では家族農業経営の発展、農 生産性の向上、農業所得の確保等に資あた めの、家族農業経営の協業化にかかる施策を 講じるべきことを定めていた。

かかる規定は、他産業部門における規模の 経済性の実現に逆行するわが国の家族農業 経営の零細性からの脱却、すなわち適正経営 規模の確保・維持の実現を企図するものであ り、その実現のためには家族経営の協業化と いう手法に基づく法人化の実現が求められ たのであった。そのために、農業基本法の制 定を受けて昭和 37(1962)年に農地法が改正 され、耕作者たる農地所有者のほかに、一定 の条件の下に農地を所有し農業生産を行う ことができる法人を認め、これを農業生産法 人(農地法2条7項)として新たに導入した。 そして、合名会社、合資会社、有限会社のほ か、昭和 37(1962)年に農業協同組合法(昭和 22 年法律 132 号)を改正して新たに設けた農 事組合法人についても農業生産法人となる ことを認めた。

しかしながら、農業基本法下における法人 化の推進は、基本的に農業の近代化の名の下 に、零細な家族農業経営の協業化による適正

経営規模の確保・維持に終始するものであり、 結果として農業生産法人として認められた 企業形態は無限責任制度に基礎を置く人 的・閉鎖的会社である合名会社と合資会社、 有限責任制度は認められているものの持分 譲渡や社員・組合員の員数が制限されており、 人的・閉鎖的性格の強い有限会社と農事組合 法人であった。農業基本法における法人化の 推進が、いわゆる農業近代化政策の名の下に 零細な家族農業経営体の協業化を推進する ことにより、適正な経営規模を確保・維持す ることにあったことを考えれば、閉鎖的性格 の企業形態を利用した法人化で十分だった のである。しかし、近時の農業政策の転換を みるとき、すでにここに農業基本法に基づく 法人化の限界が内包されていたのである。

そして、第3期は、国内農業の活力と生産力の低下、ガット・ウルグアイラウンド農業合意による国際的自由貿易化における国際競争力の欠如などの問題に対応すべく、いわゆる新基本法が制定され、家族農業経営中心主義から複合アグリビジネス化を視野に入れた大規模経営、企業的経営を中心に据えた法人化が唱えられ始めた時期であり、農業経営の法人化の発展段階に当たる時期である。

新基本法は、総合食料安全保障政策の確立、 農業の発展可能性の追求、農業・農村の多面 的機能の発展を図ることを主要な柱にして おり、農業政策を市場経済のなかでの合理的 な産業政策として捉え直そうとしている。 お、農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法 律 65 条)は、新基本法の基本理念を先取し、 平成 5 (1993)年に大幅改正(法律 70 号)う ることができる者を認定農業者としている (農業経営基盤強化促進法 12 条 1 項)、 、本、事業規模の拡大や経営の効率化を図認め (農業経営基盤強化促進法 12 条 1 項)、 、本、 、本、 、本、 、大規模農業経営の推進を確 、大規模農業経営の推進を確 立することを明確に打ち出している。

新基本法の理念のひとつは、国際的な競争 力の増強も視野に入れた効率的かつ安定的 な農業経営の育成を目的とした農業構造の 基盤づくりを企図することにあり、農業経営 の法人化の推進を積極的にうたっている(新 基本法 22 条)。農業基本法では、家族農業 経営の基盤強化のために協業という手法を 採用し法人化を推進したのであったが、新基 本法における法人化の理念は、大規模な農業 経営を前提とする企業的農業経営を促進す ることにあるといえる。そして、そのために 平成 12(2000)年に農地法改正を行い、新たに 株式会社を農業生産法人の選択肢の一つと して加えたが、いわゆる株式譲渡制限を付す ることが要件とされており、本来の株式会社 の機能である証券市場を通じた資金調達面 で効果を発揮するには十分ではなかった。

しかし、新基本法は、複合アグリビジネス 化の進展を推進し、他産業の一般的企業と同 じく、競争的な市場経済を前提として、企業 経営的な手法に基づき運営される新しいタ イプの農業経営を想定しており、近時の株式 会社の参入規制の緩和及び農地使用の流動 化促進策はそれらを裏付けている。

(3)以上の農業経営の法人化の展開過程及び政府の施策の流れの中で、モデルとされる農業生産法人は、株式会社制度を利用し、農業経営を中核とした複合アグリビジネスを事業として、雇用労働者を動員し、かつ機械化等を進めた資本集約型の経営である。また、食品企業等が、複合アグリビジネス化をめざし川上部門の農業生産に参入したような形態ある。しかし、本研究では、実態調査の中で、上述のようなモデルとは異なった法人化の実態が浮かび上がってきた。

佐賀県にある A 法人(X 社長)は、有限会社 形態の農業生産法人である。中山間地域に位 置する同法人は、地域内 330ha 中 60ha を借 地として借入れ耕作しており、そのうち40ha は飼料米を栽培している(調査時)。 同法人の 存立している地域では高齢化が著しく、農業 生産に従事できない人が増えているため、地 域社会の同法人に対する期待は大きい。中山 間地域における農業生産法人の機能は、単に 営利社団法人としての利益追求だけではな く、地域社会(村落)の維持や農地保全に大 きな役割を果たしているといえる。A 法人の 地域は、中山間地域でかつ高齢化が進展し耕 作放棄地がたくさんあるが、同社は採算を度 外視して耕作しており、地域貢献・社会的責 任を担っている。

X社長は、農業経営への法人の参入につい て、本当に農業をする意図がなく単にポーズ を見せるのみであったり、企業イメージのた めに農業参入しようとするものであったり しており、現実に問題が多いと指摘している。 そして、農業生産法人の本来の役割は、地域 農業の振興と食料の安定供給であり、平地に おける農業生産法人の役割は生産効率性を 追求した食料の安定供給にあり、中山間地域 における農業法人の役割は農地保全を含む 村落の維持にあると指摘している。A法人の 事例及び X 社長の指摘から、現行のように一 般的な商法・会社法に基づく農業生産法人の 設立が適切であるのか疑問が残る。社会的価 値や役割、地域貢献を有する以上、特別法で もって農業法人を制度化するのも一つの方 法ではないかと考えられる。

福島県の中山間地域にある有限会社形態のB法人(代表取締役社長Y氏)は、中山間地域における遊休農地を中心とした受託業務

を行っている。もともと JA と町の共同出資による第三セクターで運営されていたが平成 11(1999)年に有限会社となった。社長の Y 氏は地元の農協職員であったが、退職して B 法人の運営にあたっている。B 法人は、A 法人と同様に農地保全、集落維持を担っている。営利性を追求する有限会社形態であるが、農業を事業として掲げ、地域に密着しているために、営利性以外の部分が非常に大きい。また、東北地域であるため冬場の収益確保が難しく、除雪などの土木業務の委託を役所から受けて収入を得ている。

Y社長は、法人化をしても、中山間地域の 農業生産法人の場合、農業収入だけでは利益 を上げることができず、補助金の重要性を指 摘するとともに、農業関連事業では中小企業 を対象とする信用保証協会の信用保証が受 けられないという制度上の不備も指摘され ている。また、準備金制度の変更により取り 崩しが難しくなったため、経営維持に若干の 影響が生じていることを指摘されている。Y 社長の指摘から言えることは、A法人の場合 と同様に、中山間地域の村落維持のために農 業生産法人の果たす役割が大きいこと、東北 地方など一期作の地域では農業生産だけで は法人経営が困難なこと、農業生産法人の場 合、農業関連以外の制度補助金や信用保証制 度の活用に制限があることなどを問題点と してあげることができる。

このような問題点を克服するには、農地法で農業生産法人を農業生産に関わる法人として制度化しつつも、具体的な企業形態の選択は、農業協同組合法の定める農事組合法人、会社法の定める合名会社、合資会社、合同会社、株式会社の中から選ばなければならない。協同組合の理念と会社の理念は本来対峙するものであり、それらが選択肢として混在している点は、抑も農業生産法人をどのような存在として観念しようとするかという点で、制度間の齟齬を来している。

福島県の会津にある株式会社形態の C 法人は、平地にある米作及びその販売を中心とする農業生産法人であり、設立当初は、新基本法が目標とする活力のある農家が結集して地域営農を行っていたが、法人を構成している農家の高齢化が徐々に進んできている。それに加えて、法人構成員以外の近隣農家から、委託生産の依頼や水田の耕起などの依頼も増えている。中山間地域以外においても、農村地域では今や村落維持、農地保全、環境保全が喫緊の問題となっている。

C法人では、株式会社形態で運営しているため、株主たる地権者に対する配当金の支払いをできるだけ高くする努力がなされている。企業的経営においては、売上高の極大化と同時に株主資本利益率(ROE)の極大化を図

ることが一般的であるが、これまでの研究で は、この点には十分に触れられていない。同 時に、法人化、特に株式会社化の場合、株主 の権利義務関係の調整が、法制度上の中心課 題でもある。C 法人の場合、株主は出資者で あると同時に、農地を貸し付けている地権者 (債権者)でもあり、また取締役でもあり従業 員(給与債権者)でもある。このような形態 は農業生産法人の多くでみられるものであ り、農業生産法人における利害関係者構造を 象徴するものと言える。現行の株式会社制度 は、閉鎖的な株式会社を念頭に置いて制度設 計がなされており、所有と経営・支配の分離 は株式会社の必須要件ではないが、本来対立 する利害関係者が重複した格好になってお り、農業生産法人は利害調整の点で複雑な問 題を有していると言える。

(4)清酒メーカーーノ蔵株式会社は、「一ノ蔵型六次産業」の実現をテーマに中長期的ビジョンを形成している。それは、清酒製造業が農業を母体に生成発展したことを踏まえ、農業生産(1次)×加工(2次)×流通販売(3次)=6次産業としてバランスある発展を追ろすることにより持続的な経営発展を図ろうとするものである。この考え方は、新基本法が、農業経営の法人化を進める際にモデルとした複合型アグリビジネス事業に近い。

一ノ蔵では、農業参入に際して別法人を立 ち上げることなく、同社の一部門として「一 ノ蔵農社」を設置した。2004年に松山町酒米 研究会が中心となり農業生産法人設立のた めの説明会を開催(2月) さらに農村地域振 興のための経済特区申請に向けた本格的準 備の開始(5月) 旧松山町内での認定農家と の意見交換会開催(6月~7月)を経て一ノ 蔵農社部門を設立し(8月) その後、旧松山 町が内閣府へ「特区」申請(特区名「醸華邑 構想・水田農業活性化特区」)を行い(10月) 特区認証がなされた(12月)。そして、2005 年から、農業活性化特区に認定された旧松山 町を介し農地を借地契約し(8,900 枚ある田 圃のうち 600 枚程度を借地) 一ノ蔵農社部 門による本格的な酒造米栽培を開始し、企業 としての農業参入を果たした。ここでは環境 保全米の認証と宮城県のエコファーマーの 認定を受け、NPO 法人環境保全米ネットワー ク認定の環境 B タイプ (化学肥料・殺虫剤使 用禁止、化学農薬は成分回数が5成分以下) の酒造米を生産している。

一ノ蔵農社の設立による農産加工・農産物販売を含む農業ビジネスへの参入は、耕作放棄地問題への対応、農産加工品の製造委託、農産物販売等の農商工連携への取り組みを推進し、同社の環境に対する取り組みの評価も高められている。このように、農業を介した地域活性化に行政も巻き込みながら多大

な貢献をしているが、採算的にはプラスにはなっていない。しかし、地域社会との共生を基礎に据えた共存・共栄に向けた一つのビジネスモデルを示している事例ではないかと考えられる。一ノ蔵の場合は、いわゆる特区制度を利用して農地取得を行っており、一ノ蔵自身は農地法の定める農業生産法人ではない。食品企業の農業参入については、農業者側に危機感が強いが、一ノ蔵の場合には地域との信頼関係を軸にした堅実な取り組みがなされている。

(5)以上に、法人制度の理念、農業生産法人制度の史的展開、農業生産法人及び食品企業の農業経営への参入の事例について整理をした。それから得られた本研究の結論を以下に整理しておく。

農業生産法人の中には、純粋に営利的な事業を行い、利益を出しているものも多々ある。しかし、その一方で、本研究で取り上げたような、営利とはさほど関係なく、農業生産を通して、村落や地域社会の維持、農地の保全、環境保全など社会的な活動に取り組んでいる法人もある。このような農業生産法人における法人制度の目的は、「地域内の人的結束」である。

農業生産法人について規定している農地法は、農業生産法人となりうる企業形態として営利社団法人たる会社(合名会社、合資会社、合同会社の持分会社及び株式会社)と非営利の中間社団法人たる協同組合(農事社会は高にはの世格を曖昧なものにしており、、適切とは言えない。営利を目的とする複合には、株の性格を曖昧なものにしており、、適切的とは言えない。営利を目的とする複合には、株のような純然たる営利社団法人による運営の方が効率的である。

平成 14(2002)年の構造改革特別区域法 (特区法)は、農業生産法人以外の法人による 農地取得を認めた。これらの法人は特定法人 と呼ばれ、農地法の定める農業生産法人の要件を満たさない株式会社や NPO 法人をはじめ 選択しつる企業形態は原則として制限されていない。このことは、実質的に農業生産法人の企業形態による制限の意味を崩すことになる。すなわち、NPO 法人や LLP なども農業生産法人となりうる要素を有していることを裏付けるものとなっている(但し LLP は 法人格を有していないので、農業生産法人と呼ぶにはふさわしくない)。

中山間地域でみられる村落維持、農地保全、環境保全などに関わっている農業生産法人については、特定目的農業生産法人(仮称)として、営利を目的とする農業生産法人とは

別枠で規制する必要がある。これらの法人は、 行政に代わり地域社会を維持しているので あるから、NPO 法人同等の寄付金等に関する 優遇税制の保証、LLP のような企業損益を構 成員にパススルーする構成員課税の適用、公 的助成の優先資格などを備えた新たな法人 形態をつくり、目的のために効率的に機能し 得るようにする必要がある。

株式会社による農業参入の場合も、営利性だけではなく、地域社会の維持、農地保全、環境保全など社会的目的を有するものがあれば、その事業を推進するための制度的な支援策を講じる必要がある。

農業経営の法人化の意義は、新基本法が明 記しているように複合アグリビジネス化を 促進し、我が国農業の国際競争力を高めるこ とであり、会社制度を活用することはきわめ て有益である。その一方、わが国の農業を支 える村落地域において、今、高齢化が進み、 農業後継者が減少しているが、それを押しと どめ、わが国の農業生産の安定化と地域社会 の維持を図るためにもまた農業経営の法人 化の果たす役割は大きい。法人実在説の起源 とされるゲルマン社会では、法人の原型であ る村落共同体が地域社会の結束点であった が、農業生産の安定化と地域社会の維持に資 する合理的な農業生産法人制度の形成は法 人制度の原点とも関わるものである。今後、 NPO 法人なども農業生産法人が選択しうる企 業形態に加え、社会的目的を有している農業 生産法人については、それに適合する新たな 企業形態(法人形態)の構築も視野に入れる べきであると思われる。

5 . 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

〔雑誌論文〕(計6件)

木原高治、フィリピンにおける企業支配構造と企業統治問題、東京農業大学農学集報、査読有、第57巻1号、2012年、pp.41-56。木原高治、フィリピンにおける企業統治制度の概要と課題、東京農業大学農学集報、査読有、第57巻1号、2012年、pp.25-40。木原高治、清酒業と地域社会の関わり、都市問題、査読有、第103巻第1号、2012年、pp.80-87。

木原高治、いわゆる原始一人会社に関する一考察 - フィリピン会社法における発起人の員数および資格要件に関する規定を手がかりにして - 、東京農業大学農学集報、査読有、第56巻第2号、2011年、pp.135-148。 木原高治、地方企業の地域社会における役割に関する一考察 - 清酒製造業を事例に して - 、東京農業大学農学集報、査読有、第 56 巻第 1 号、2011 年、pp.68-92。 木原高治、フィリピン会社法における会社の政治献金規制、東京農業大学農学集報、査読有、第 55 巻第 2 号、2010 年、pp.205-210。

[学会発表](計3件)

木原高治、フィリピン会社法の基本構造と株式会社制度の特色、日本経営学会第 85 回大会、2011 年 9 月 9 日、甲南大学。木原高治、フィリピン会社法の基本構造と株式会社制度の特色、日本経営学会関東部会シンポジウム、2010 年 12 月 11 日、立教大学。

木原高治、地方における新産業開発と企業 経営 - 食品産業を中心に - 、日本経営学会 第84回大会(ワークショップ) 2010年9 月4日、石巻専修大学。

[図書](計4件)

木原高治、千倉書房、フィリピン会社法の基本構造と株式会社制度の特色(『リーマン・ショック後の企業経営と経営学』(日本経営学会編経営学論集第81集)所収)2012年、受理済・印刷中。

木原高治、平尾正之、家の光協会、老舗企業の企業文化と経営戦略 (『バイオビジネス 10 - 資源活用のイノベーター - 』 木原、門間、渋谷編集代表)第 3 所収) 2012 年、pp.85-138。

木原高治、杉本隆重、河野洋一、家の光協会、新しい酒文化へ果敢に挑戦する経営者達(『バイオビジネス9-伝統の革新と新機軸の創出-』(土田、門間、井形編集代表)第2章所収)2011年、pp.43-122。 木原高治、菅野雅之、家の光協会、中小清酒製造業による新製品開発・海外市場展開への取り組みと地域社会への貢献(『バイオビジネス8-経営者個性がもたらす企業革新-』(土田、門間、井形編集代表)第2章所収)2010年、pp.35-70。

6.研究組織

(1)研究代表者

木原 高治(KIHARA KOJI)

東京農業大学・国際食料情報学部・准教授 研究者番号:50234331

(2)研究分担者

研究者番号:

(3)連携研究者

()

研究者番号: